

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和元年10月)

〔議会事務局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R元.10.25	厳重注意	東予地方局 課長級職員 (当時)	職員が、配偶者の所得が扶養手当の支給要件を超えていたにもかかわらず同手当を過大に受給したことについて、所得の確認を怠ったことに対する管理監督責任